

高知龍馬空港インバウンド国際チャーター便支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港のインバウンド国際チャーター便（以下「チャーター便」という。）の振興を図るため、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

(助成の条件)

第2条 助成の対象とするチャーター便は、日本国外を出発地または帰着地とする高知龍馬空港着発便であり、本事業の趣旨に適したものと会長が認めたものとする。

2 助成金の額は、使用機材の高知龍馬空港着陸料相当額とする。なお、国土交通省航空局が実施する、地方空港におけるインバウンド拡大に向けた着陸料軽減措置（以下「国の軽減措置」という。）の対象便については、減免後の相当額とする。

3 助成の対象となるチャーター便は、実施時期が要綱制定の日から平成29年3月31日までの間に企画し、実施されるものであること。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高知龍馬空港着発のインバウンド国際チャーター便を運航する航空会社（以下「助成事業者」という。）とする。なお、助成事業者が日本国外を拠点とする場合は、その委任を受けた日本国内の代理店が交付申請等の手続を行うことができるものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成を申請する助成事業者は、あらかじめ、チャーター便運航日の前月10日までに、助成申請書（第1号様式）と、国の軽減措置において国が指定する様式（インバウンド割引届出書）を会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認められたときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（第2号様式）を、助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく会長に文書で報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を行うことができる。

3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第7条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して14日以内に、実績報告書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書（第4号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。